

## 〈通勤費の非課税限度額〉

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額の表

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2km未満	(全額課税)
2km以上10km未満	4,100円
10km以上15km未満	6,500円
15km以上25km未満	11,300円
25km以上35km未満	16,100円
35km以上45km未満	20,900円
45km以上	24,500円



- 電車やバスだけを利用して通勤している場合  
この場合の非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。新幹線鉄道を利用した場合の運賃等の額も「経済的かつ合理的な方法による金額」に含まれますが、グリーン料金は含まれません。  
最も経済的かつ合理的な経路及び方法による通勤手当や通勤定期券などの金額が、1か月当たり10万円を超える場合には、10万円が非課税となる限度額となります。
  - 電車やバスなどのほかにマイカーや自転車なども使って通勤している場合  
この場合の非課税となる限度額は、次の(1)と(2)を合計した金額ですが、1か月当たり10万円が限度です。  
(1) 電車やバスなどの交通機関を利用する場合の1か月間の通勤定期券などの金額  
(2) マイカーや自転車などを使って通勤する片道の距離で決まっている1か月当たりの非課税となる限度額
- \* 1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

早いもので、新年が明けたと思ったら、もう2月 🌸 節分・バレンタイン・そして 🌸 確定申告 🌸  
今月も盛りだくさんの当事務所です。まだ寒い日が続きますが皆様いかがお過ごしでしょうか。  
今月のテーマは給与計算です。12月には年末調整を済ませ、給与計算担当の方は一息といった所でしょうか。  
給与計算では、毎年なんらかの変更があります。H23年は16歳未満の年少者の扶養控除廃止・H24年には生命保険料控除の改組や交通費非課税限度額の変更・H25年には復興特別所得税の為、税額表の変更…  
氣を付ける事がたくさんありますが、今月は大まかな計算事務の流れを確認してみたいと思います。

### 給与支給総額を計算します

- 基本給などの固定的なものを給与明細に記入します
- 残業手当など割増賃金の変動するものを計算し記入します 残業手当とは法定時間を越えた労働時間に対する割増賃金です  
\*割増賃金を計算する上での時間外の労働時間や割増率は労働基準法及び会社の就業規則で定められていますので各社でご確認の上、計算をお願い致します  
シフト勤務制や変形労働時間制をとっている場合はそれぞれの方法により計算することになります

- 通勤手当…他の手当と違って一定金額まで所得税がかかりません(右表参照)  
\*所得税が非課税となっている部分についても、社会保険料等の対象にはなりません
- 総支給額…1+2+3を計算し記入します

### 控除額を計算します

- 社会保険料等の控除 従業員毎に標準報酬月額が決まっています。 **社会保険算定基礎届・月額変更届参照**  
健康保険料  
介護保険料(40歳以上65歳未満の人) } **毎年3月変更あり: 社会保険協会からの保険料額表参照**  
厚生年金保険料 } **毎年9月変更あり: 社会保険協会からの保険料額表参照**  
雇用保険料…毎月の総支給額で変動します **労働局の雇用保険率表参照**
- 源泉所得税の控除  
総支給額 - 通勤手当の非課税分 - 社会保険料等 = 社会保険料控除後の給与等の金額  
**平成25年分源泉徴収税額表**を使って税額を求めます。  
月給者…月額表…甲欄…「給与所得税の扶養控除等申告」を提出している人  
乙欄… " 提出していない人  
日給者…月額表…甲欄…「給与所得税の扶養控除等申告」を提出している人  
乙欄… " 提出していない人  
日雇賃金…月額表…丙欄
- 住民税の控除  
住民税は社会保険料等や所得税と違って会社で計算する必要はありません  
毎年5月31日までに市町村より届く「市区町村民税、都道府県民税特別徴収額通知書」  
によって通知された金額を控除します。\*6月分は7月以降分と金額が違います
- 以上が法定控除と呼ばれるものですが、これ以外で給与から控除出来るのは  
労使協定による控除で 社宅・寮費・親睦会費・財形貯蓄などがあります  
(労使協定…会社と従業員の代表があらかじめ協定を結んでおく事)

### 支払いをします

- 総支給額から控除額の合計を差し引いて、賃金支払いの5原則に従って支払います
- 通貨払いの原則…給与は通貨で支払う 現物給与や小切手・手形は認められていません  
口座振込は従業員の同意があればOK
  - 直接払いの原則…従業員本人に直接支払う 例外: 病気で休んでいる・長期出張中で本人の同意のもと配偶者などに支払うことは認められています
  - 全額払いの原則…全額を支払わなければなりません
  - 毎月払いの原則…少なくとも毎月1回は支払わなくてはなりません
  - 一定日付の原則…月給制では、毎月10日・毎月25日・毎月末のように日を決めます  
毎月第1月曜日のような決め方は認められません  
ただし週給制では、毎週月曜日でOK

### 以上で給与計算も終わり支払いも済ませました後は

- 社会保険料の納付 社会保険事務所より納入告知書が送られてきます  
ほとんどの場合自動振替にて支払われます  
雇用保険料は年1回5月に労災保険料とともに労働基準監督署に納付します  
(概算保険料が40万円以上の場合申請により3期に分けて納付ができます)
- 源泉所得税の納付 徴収した月の翌月10日までに納付します  
10人以下の事業所で税務署に「納期の特例・納期日の特例」の届出書を提出していれば半年に1度7月10日と1月20日に納付します
- 住民税の納付 徴収した月の翌月10日までに納付します  
10人以下の事業所で市町村に納期の特例の承認を受けていれば  
12月~5月に預かった分は6月10日・6月~11月に預かった分は12月10日迄に納付します



## 〈経営計画発表会〉

今年も1月29日に当社で "経営計画発表会"を行いました。社員一同目標に向かってエイエイオ~!



## 〈2月のカレンダー〉

1	金	*贈与税の申告~3月15日(金)
12	火	*1月分源泉所得税の納付期限 *住民税特別徴収額の納付期限
14	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
18	月	*所得税の確定申告~3月15日(金) *個人事業者の消費税及び地方消費税 ~ 4月1日(月)
23	土	*税理士記念日
28	木	*12月決算法人の確定申告・納付期限 *6月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の3・6・9月決算法人) *1月分の社会保険料の納付期限

## 〈VISION〉

毎月開催中の**経営計画作成セミナー: Vision**  
今月の開催日は**2月14日(木)**です。  
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に1度、当事務所において頂き、経営方針書を作成しそれを基に利益計画書や行動計画表まで作成して頂いています。  
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
2月14日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月8日(金)
3月21日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月15日(金)
4月18日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月12日(金)

